

第7節 災害情報の収集・伝達計画

(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)

県、市町村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市町村等（消防本部等含む）は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、市町村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第1 地震情報の伝達

1 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 (注1)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 (注1)	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

（注 1）気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

震度については、「本節第 3 気象庁による震度階級関連解説表」を参照。

（2）地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、県内で震度 3 以上を観測したときに「震源・震度に関する情報」を、県内で震度 1 以上を観測したときに「各地の震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放送局に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。

（3）地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （速報版） ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の情報等、及び地震の図情報を取りまとめた資料。

<p><u>地震解説資料 (詳細版)</u></p>	<p><u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・奈良県で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u></p>	<p><u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u></p>
<p><u>奈良県の地震</u></p>	<p><u>・定期(毎月初旬から中旬)</u></p>	<p><u>地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u></p>

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(4) 東海地震に関連する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

- ① 東海地震に関連する調査情報(臨時)
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報。防災対応は特になし。
- ② 東海地震に関連する調査情報(定例)
毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。防災対応は特になし。
- ③ 東海地震注意情報
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。
- ④ 東海地震予知情報
東海地震の発生の恐れがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発表された場合に発表される情報。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

(5) 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるように、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<p>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p> <p>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p>
南海トラフ地震関連解説情報	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^{※1}でマグニチュード 6.8 以上^{※2}の地震^{※3}が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0 以上の

		<p><u>地震^{※3}が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</u></p> <p><u>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></p>
	調査終了	<p><u>○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u></p>

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

2 情報の受理、伝達

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

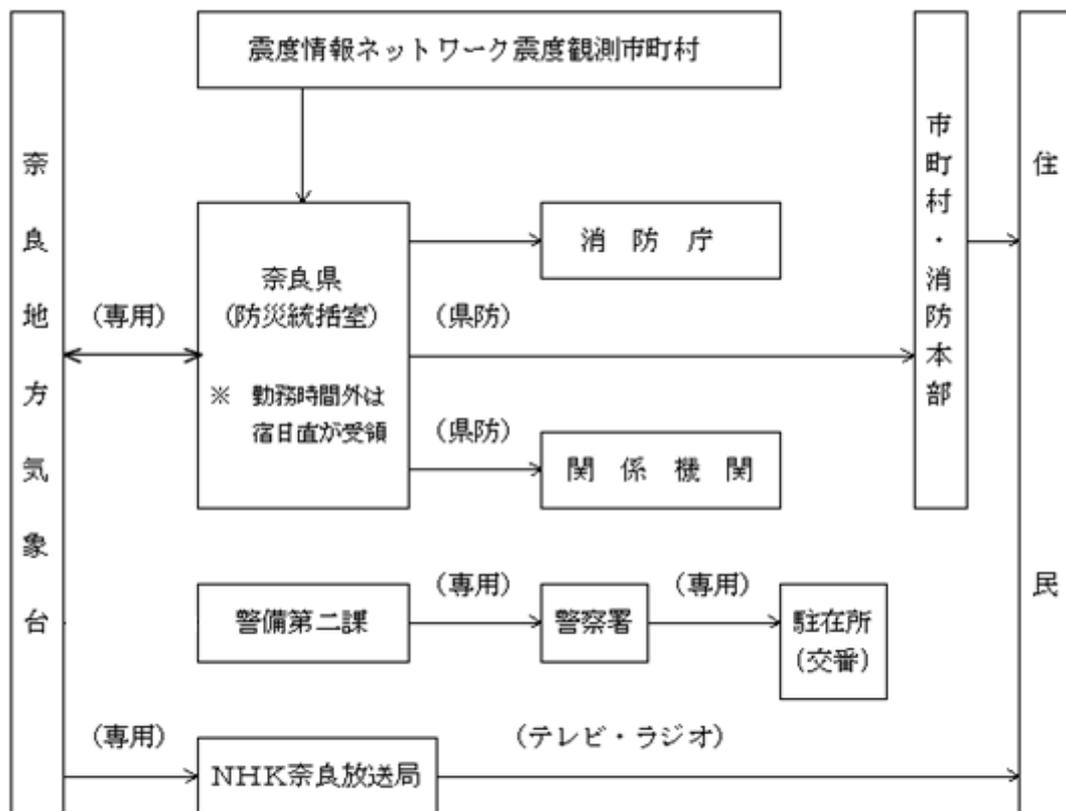
県からは、県防災行政通信ネットワーク等により、市町村、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

市町村その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに市町村防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

(2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度 1 以上で奈良地方气象台に通知する。また、震度 3 以上で県内市町村及び消防本部に、震度 4 以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第 4 施設団に通知する。



(県防) は県行政通信ネットワーク、(専用) は専用線又は専用無線

3 気象庁による震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
エレベーターの停止		地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第2 早期災害情報の収集

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

2 実施機関

（1）県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

（2）指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

3 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置するような災害が発生した際には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

被災市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県災害対策本部に報告する。また、県災害対策本部と被災市町村災害対策本部の間の連絡調整等の業務に従事する。

4 ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（第3章「第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第13節 受援体制の整備」参照）

5 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し参集後班長（所属長等）に報告する。班長は、職員の情報内容を県災害対策本部等に報告する。

6 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。

(2) 市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

第3 災害情報の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする災害時要援護者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（災害時要援護者については、（第3章第4節 災害時要援護者の支援計画 参照））。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、 避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村 (県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村 (県)	保健所
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	県農林振興事務所
7 畜産被害	市町村	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市町村	県農林振興事務所
12 商工関係被害	市町村 (県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市町村 (県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市町村
16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会	
17 文化財被害	県	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	市町村
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	市町村

2 報告の基準

市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

(一般基準)

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①から⑤の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- ⑦ 地震が発生し、区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- ⑧ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。

- ⑨ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

3 直接報告基準

市町村は、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告するものとする。

第4 市町村防災担当課から県防災統括室への報告

1 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

市町村防災担当課は、「第2 1 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を「被害状況報告様式」により、県防災行政通信ネットワーク等で県防災統括室に報告する。

また、「第3 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に県防災情報システムにより報告するものとする。

3 被害状況即報

市町村防災担当課は、「第2 1 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

5 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

第5 報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

第6 報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総

理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第7 市町村事業担当課等から県事業担当課への報告

1 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第2 被害状況等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

2 県事業担当課

- (1) 県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。
- (2) 県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて主管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

3 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

4 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

第8 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備

えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。